

合併協定書

岩見沢市・北村・栗沢町

1 合併の方式

岩見沢市に編入する編入合併とする。

合併の理念としては、対等・平等の精神に立って編入される両町村の合併後のまちづくりに十分配慮するものとする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成18年3月27日(月)とする。

3 市の名称

市の名称は、「いわみざわし岩見沢市」とする。

4 事務所の位置

事務所の位置は、現岩見沢市役所の位置とする。

5 財産の取扱い

北村及び栗沢町の所有する財産は、すべて岩見沢市に引き継ぐものとする。
財産区は設けないものとする。

6 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるところによる。

7 地域自治組織等の取扱い

(1) 地域審議会の設置目的

住民の意見を新市の施策に十分反映させるため、北村及び栗沢町に、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を設置する。

(2) 地域審議会の組織及び運営に関する基本的事項

名称

北村地域審議会、栗沢町地域審議会とする。

設置期間

合併の日から10年以内とする。

任務

ア 設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申すること。

(ア) 新市建設計画の変更に関する事項

(イ) 新市建設計画の執行状況に関する事項

(ウ) その他市長が必要と認める事項

イ 設置区域に係る新市建設計画の執行状況その他必要と認める事項に関し、市長に意見を述べること。

組織

ア 各地域審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

イ 委員は、設置区域内に住所を有する者で、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(ア) 識見を有する者

(イ) 公募による者

ウ 公募による委員は、2 人以内とする。

任期

ア 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

イ 委員の再任は妨げないものとする。

ウ 委員は、設置区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

その他

その他地域審議会の運営等必要な事項については、合併前に構成市町村の協議により定める。

8 議会の議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員の定数については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 2 号の規定により、在任特例を適用し、議会の議員の任期については、岩見沢市の議会の議員の残任期間までとする。

在任特例後（平成 19 年 4 月 30 日）の、次の選挙については、新市を一つの選挙区とした一般選挙とする。

9 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(1) 農業委員会の統合

北村農業委員会及び栗沢町農業委員会は、岩見沢市農業委員会と統合する。

(2) 農業委員会委員の定数及び任期

岩見沢市農業委員会の選挙による委員及び選任による委員は、平成 20 年 7 月 19 日までの間、引き続き在任する。

北村農業委員会及び栗沢町農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、岩見沢市農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任する。

北村農業委員会及び栗沢町農業委員会の選任による委員は、統合時、その職を失う。

在任特例適用期間の定数については、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、岩見沢市農業委員会の選挙による委員 20 名及び選任による委員 8 名の計 28 名、北村農業委員会の選挙による委員 12 名並びに栗沢町農業委員会の選挙による委員 15 名の総数 55 名とする。

在任特例適用期間終了後の岩見沢市農業委員会の委員の定数については、農業委員会等に関する法律第7条及び第12条の規定に基づき、統合後決定する。

在任特例適用期間終了後の岩見沢市農業委員会の委員の任期は、農業委員会等に関する法律第15条の規定に基づくものとする。

在任特例適用期間終了後の岩見沢市農業委員会に、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定に基づき、旧市町村単位を基本として選挙区を設ける。

選挙区毎の農業委員の定数は、農業委員会等に関する法律第10条の2第3項の規定及び旧市町村の実情を考慮して定めるものとする。

岩見沢市農業委員会に農業委員会等に関する法律第19条第1項の規定に基づく農地部会は設けない。

10 職員の身分の取扱い

北村及び栗沢町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定により、すべて岩見沢市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

11 地方税の不均一課税

税率の異なる税目については統一することとし、都市計画税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一課税を適用する。

(1) 法人住民税

法人税割は、合併時に制限税率の14.7%に統一する。

(2) 都市計画税

合併後の都市計画区域の見直しと合わせて統合することとし、現在、栗沢町で設定している都市計画区域については、不均一課税を適用し、課税しない。

(3) 入湯税

合併時に岩見沢市及び北村の税率に統一する。

12 特別職の職員の身分の取扱い

北村及び栗沢町の常勤の特別職及び教育長の身分の取扱いについては、法令の定めるところによる。

13 条例、規則等の取扱い

岩見沢市の条例、規則等を適用するものとする。

ただし、各種事務事業の調整内容と関係する条例、規則等については、その調整内容を踏まえて、新規制定及び一部改正等を行うものとする。

14 使用料、手数料等の取扱い

(1) 使用料、手数料の取扱い

公共施設使用料については、原則合併後5年を目途に再編する。

手数料については、岩見沢市の料金を基本に統一する。

(2) 減免制度等については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえ、合併時に再編する。

15 組織及び機構の取扱い

岩見沢市の組織を基本とする。

【組織・機構】

新市の組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。

市民の声を適正に反映することができる機能を有すること。

市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構であること。

地方分権時代における各種行政課題に迅速に対応できる機能を有すること。

新市建設計画を円滑に遂行できる機能を有すること。

【支所等】

北村役場、栗沢町役場は支所とし、支所の組織については、住民サービスの低下を招かないよう配慮する。

現在の美流渡支所は、出張所として位置づける。

支所の担当業務は、地域振興、防災、保健福祉、環境衛生、農林水産、建設、上下水道、商工観光、教育部門や住民生活に密着した窓口業務などについて、良好なサービスが提供できる機能を有するものとする。

16 支所（出張所）の位置、名称、区域の取扱い

(1) 北村及び栗沢町については、合併後の地域の住民サービスを維持していくために、北村及び栗沢町に総合支所を置く。

総合支所の位置は北村、栗沢町それぞれの現庁舎とする。

支所の名称は「岩見沢市役所北村支所」、「岩見沢市役所栗沢支所」とし、支所の区域はそれぞれ北村及び栗沢町の区域とする。

支所の業務は、地域振興、防災、保健福祉、環境衛生、農林水産、建設、上下水道、商工観光、教育部門及び住民生活に密着した窓口業務とする。

(2) 現在の岩見沢市にある出張所及び栗沢町にある支所は出張所として存続する。

栗沢町役場美流渡支所は「岩見沢市役所美流渡出張所」として存続し、区域は現行の区域とする。

岩見沢市役所朝日町出張所及び岩見沢市役所幌向出張所は現行のまま存続する。

岩見沢市役所奈良町連絡所は現行のまま存続し、栗沢町役場美流渡支所万字連絡所は「岩見沢市役所万字連絡所」として存続し、区域は現行の区域とする。

17 一部事務組合等の取扱い

北村、栗沢町が加入している一部事務組合については、合併の前日をもって脱退することとし、それぞれの取扱いは、次のとおりとする。

(1) 新市として引き続き加入するもの

「南空知ふるさと市町村圏組合」、「桂沢水道企業団」、「空知教育研修センター」、「岩見沢地区消防事務組合」、「北海道市町村備荒資金組合」

(2) 組合事業から移行し、新市の事業として実施するもの

「南空知ふるさと市町村圏組合 文向台衛生センター」

(3) 岩見沢市の現行制度により実施するため、合併の前日をもって脱退するもの

「北海道市町村職員退職手当組合」、「北海道市町村総合事務組合」、「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」

18 公共的団体等の取扱い

新市の速やかな一体性の確保及び行政効率の向上を促進するため、それぞれの歴史的背景や地域性、団体等の意向を十分考慮の上、合併時若しくは合併後において新市を一単位として、統合・拡大されるよう調整に努めるものとする。

19 公社、第3セクター等の取扱い

(1) 土地開発公社

土地開発公社の目的や総合的・一体的管理などの必要性を踏まえ、新市においては、一公社に統合する。

関係団体の既設の公社を全て解散し、新市として新たな公社を設立する方法、或いは、一団体の公社を存続し、他の団体の公社を解散することにより、統合する手法があるが、事業の継続性を考慮し、一団体の土地開発公社の解散により統廃合する。

市において、新市建設計画や総合計画との整合性を図りながら、土地開発公社と新市サイドと十分協議の上連携し、取得・管理・処分等は財政状況を踏まえ、計画的に行う。

(2) 第3セクター等

存続することとするが、設置目的、法人の形態を踏まえ、合併前から双方で協議が必要。

3セクター等の経営改善や今後の経営の方向性を明確にし、財務内容の健全化に努める。

20 付属機関の取扱い

合併時に廃止となるものを除き、新市の施策遂行及び財産（公共施設・基金等）の管理・運営等について、幅広い見地から審議・検討がなされる組織立てとなるよう、統合・再編により設置する。

なお、委員の選出にあたっては、合併時若しくは合併後最初に訪れる改選期において、3市町村の特性が反映されるものとなるよう、十分配慮する。

21 各種補助金、交付金等の取扱い

従来からの経緯や実情等に配慮しつつ、その目的及び効果を総合的に判断し、新市として地域の均衡ある発展と特色ある地域づくりの両面におけるバランスを考慮の上、新市において調整する。

22 慣行の取扱い

市（町村）章、市（町村）の花、木等

（1）市章・市旗

3市町村の基幹産業は水稻を中心とした農業であることから、これをイメージした現岩見沢市の市章・市旗とする。

（2）市の花・木等

新たな花・木・鳥については、選考方法も含めて新市において検討する。

（3）その他の慣行

その他の慣行として調整した慣行については、それぞれの地域において継承することも含めて、新市において検討する。

市（町村）民憲章

新市のまちづくり計画との整合性を考慮しながら、現市町村民憲章のうちの一つを選択するか、若しくは新たに新市民憲章を策定する。

選択、策定に当たっては、起草委員会を設置し、広く住民の意見を聞きながら、合併後速やかに策定する。

宣言

合併時に岩見沢市の宣言に統合する。

名誉市（町村）民表彰

合併時に岩見沢市の制度に統合する。

生存する北村名誉村民は「名誉村民」として存続し、その待遇については、新市において決定する。

表彰（功労・善行等）

（１）功労表彰・貢献表彰・善行表彰

合併時に岩見沢市の功労表彰制度に統合する。

（２）感謝状等

合併時に岩見沢市の制度に統合する。

ただし、栗沢町の奨励賞表彰については、岩見沢市の感謝状等の制度と調整を図る。

北村の感謝状に伴う記念品は廃止する。

北村・栗沢町の公職者の在任年数は通算するものとする。

23 町名、字名の取扱い

岩見沢市の町名は現行のとおりとし、北村・栗沢町の町名、字名及び同一の町名については、地域住民の意向を尊重し調整するものとする。

24 公立病院の取扱い

公立病院

2カ所の病院のうち、岩見沢市立病院は、空知の拠点病院として、また、町立栗沢病院は、地域に密着した病院として、既に機能の分化が図られていることから、現状のまま存続する。

診療所

高齢比率が特に高い地域の福祉と医療サービスの向上を図るため、合併後も存続する。

25 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険料の賦課、徴収事務

（１）納期については、7月から翌年2月までの8期とする。

（２）賦課限度額は、原則法定額とする。（医療分530千円、介護分80千円）

（３）医療分の賦課方式は、資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割の3方式とする。

（４）介護分の賦課方式は、所得割・均等割の2方式とする。

（５）医療分の賦課割合は、応能・応益割合を概ね50：50とする。

（６）軽減割合は、7割・5割・2割とする。

（７）合併後、新たに迎える年度から統合する。

ただし、不均一料金の適用については、財政計画を十分考慮した上で調整する。

26 介護保険事業の取扱い

介護保険関連事務（低所得者対策等）

（１）社会福祉法人等減免

対象者の基準等を国の基準に統一し、存続する。

（２）法施行時ヘルパー（障害者ヘルパー）減免

現行制度のまま存続する。

（３）介護保険料の減免

介護保険料の５段階制を採用する上で、第１段階及び第２段階のうち経済的に困窮する者を救済する見地から、岩見沢市において実施している減免措置に合併時に統合する。

（４）市町村単独の利用者負担減免措置

対象者が大幅に増加するため、財政負担を考慮し、合併時に廃止する。

介護保険料の賦課、徴収、滞納整理、給付制限

（１）賦課方式を５段階に統一し、法定納期を８期とし、合併時に統合する。

（２）徴収体制等については、事務処理体制を統一し、合併時に再編する。

27 各種事務事業の取扱い

27-1 総務事業

姉妹・友好都市交流

提携・交流にそれぞれの歴史があり、交流が継続しているものについては、現在の関係を維持していく意義は大きいものと思われるので、現行のまま新市に引き継ぐ。

公平委員会

（１）合併時に岩見沢市の制度に統合する。

（２）岩見沢市の現委員が在任する。（北村・栗沢町の委員は失職）

選挙管理委員会

岩見沢市の現委員が在任する。（北村・栗沢町の委員は失職）

投票区・開票区等

（１）投票所については、合併後、最初の選挙までに各市町村隣接する地域の統廃合等の見直しを行い、選挙管理委員会において決定する。

（２）開票所は１カ所とする。ただし、２以上の選挙区に分かれているときは、数カ所とする。

選挙公報

市の選挙（市長・市議）における選挙公報の発行の有無及び選挙公報の各戸に配布する方法については、合併後、最初の選挙までに選挙管理委員会において決定する。

27-2 電算・情報化事業

電算・情報化事業の取扱い

（１）電算・情報システムの統合

市民生活と密接に関係し、平等な市民サービスの提供や行政事務の効率化を図るうえで欠かすことのできないシステムについては、合併時に岩見沢市のシステムに統合し、庁舎間等を結ぶネットワークにより運用する。

また、その他の個別システムについては、岩見沢市のシステムを基本とし、合併時及び合併後において段階的に統合することとする。

（２）情報通信基盤の整備

光ファイバ網の整備は、北村本庁舎、栗沢町本庁舎及び各施設について、合併前に岩見沢市の既設光ファイバと接続を行って、岩見沢市のネットワークに統合し、合併時点において住民記録等の基幹業務システムの円滑な運用を行う。

（３）地域情報化の推進

岩見沢市の地域情報化施策に統合し、新市においても、引き続き推進する。

27-3 防災・消防事業

地域防災計画

3市町村の地域防災計画を合併後1年以内に再編し、新市の計画を作成する。
なお、新市の計画が作成されるまでの間、旧市町村の計画を調整のうえ運用する。

水防関連業務

（１）水防計画は、再編する地域防災計画に組み入れる。

（２）水防協議会は、防災会議に一元化する。

（３）北村・栗沢町の水防団は存続することとし、報酬額については、合併時まで調整する。

消防組織機構

（１）消防本部・消防署の組織については、現在の組織を存続する。

（２）消防団の組織については、それぞれ地域の消防団として存続する。

27-4 財政・管財事業

会計の設置状況

新市の会計について

【一般会計】

- ・一般会計 合併時に統合

【特別会計】

- ・国民健康保険費 合併時に統合
- ・老人保健費 合併時に統合
- ・介護保険費 合併時に統合
- ・公共用地等造成費 合併時に統合
- ・企業用地造成費 合併時に統合
- ・農業集落排水事業費 合併後に統合（料金統一後）
- ・簡易水道事業費 合併後に統合（料金統一後）
- ・と畜場費 存続
- ・公設卸売市場費 存続
- ・高等学校費 存続
- ・競馬場費 存続
- ・下水道事業費 合併後に廃止（料金統一後、公営企業に編入）
- ・いわみざわ公園造成費 一般会計へ編入を検討
- ・基幹水利施設費 一般会計へ編入を検討

【公営企業会計】

- ・病院事業 合併時に統合
- ・上水道事業 合併時に統合
- ・下水道事業 合併後に統合（料金統一後、特別会計を編入）

財産に関すること（総括所管）

旧市町村の財産は、全て新市に引き継ぐ。

27-6 企画・広報事業

総合計画策定（審議会・実施計画含む）

- (1) 合併後、速やかに新市としての総合計画を策定する。
既存の各市町村の総合計画の残期間を勘案し平成19年度末までに策定する。
- (2) 実施計画については、総合計画策定時に調整する。
- (3) 新市総合計画策定時に、市民の声をいかに反映させるかについて、岩見沢市の市民提案型、北村・栗沢町の審議会設置型と、その手法について調整が必要であることから、あらためて合併後に検討する。

男女共同参画推進事業

岩見沢市の男女共同参画計画に基づく施策に統合し、男女共同参画社会実現に向け積極的な推進を図る。

地方バス路線維持に関すること

今後、益々高齢化が進行する中、住民の足の確保が必要となることから存続する。運行方法や、適切な料金体系などについては合併後検討する。

27-7 議会・監査事業

議会議員の報酬、費用弁償等

(1) 報酬

北村及び栗沢町の議員報酬については、特例期間内はそれぞれの旧町村の一般議員報酬によるものとする。

(2) 費用弁償

新市特別職の職員で非常勤のもの費用弁償に準ずる。

(3) 期末手当

岩見沢市の基準日及び支給方法に統合するが、北村及び栗沢町の議員の支給額は、旧町村の支給率等によるものとする。

本会議運営状況

合併時に岩見沢市の制度に統合する。

なお、議会開議場所の確保等については、新市移行前に議会事務局で調整する。

委員会種別と委員数

(1) 合併時に常任委員会数、委員数を再編し設置する。

(2) 特別委員会も必要な委員会を設置する。

特別委員会の設置状況

合併時に新市で特別委員会の必要性を協議、決定し設置する。

議会選出各種委員

合併時に岩見沢市の制度に統合し、新市の初議会のなかで協議、決定する。

監査

【組織等】

(1) 監査委員の定数等

岩見沢市監査委員組織等を継続する。

なお、北村・栗沢町の監査委員は、合併時をもって失職する。

(2) 事務局

合併時に新市の職員定数条例により再編する。

(3) 監査委員協議

監査委員は独任制の機関であるが、統一性のある職務の執行確保を図るため、監査委員の協議が行われているもので、合併後も同様、監査委員協議により決定される。

【監査等執行事務及び監査委員の職務権限等に関する監査】

合併時から岩見沢市の制度を継続する。

27-8 農業委員会事業

農業委員会委員の報酬、費用弁償等

(1) 報酬

報酬については、在任特例期間後、新市の報酬として統一する。

(2) 費用弁償

費用弁償については、新市特別職の職員で非常勤のものの費用弁償に準ずる。

27-9 税務事業

市町村民税（個人）納期の設定と税率

合併時に岩見沢市の納期に統一する。

固定資産税賦課、減免等

(1) 合併時に納期を再編する。

<納期：1期 5月16日から同月31日まで・2期 7月16日から同月31日まで・3期 9月16日から同月30日まで・4期 12月16日から同月25日まで>

(2) 税条例準則を基本として、減免基準の内容を調整し、統一する。

27-10 戸籍・住基事業

住民基本台帳作成事務

(1) 合併時までには新住基システムを構築し、事務を存続する。

(2) 費用負担については、各市町村において均等割、人口割等を勘案して協議する。

戸籍システム

(1) 3市町村共通のシステムの導入を早急に検討する。

(2) システム導入までの間は、現状のまま紙戸籍により対応する。

コミュニティセンター

各市町村にそれぞれの歴史的背景もあるため、現状のまま新市に移行するが、合併後3年を目途に管理・運営・補助金等のあり方を検討する。

27-11 環境衛生事業

ごみ処理施設の整備

新市においても既存施設を有効活用し、存続する。

ごみの収集・運搬

新市においても現行の収集・運搬体制とし、存続する。

ただし、合併後1年以内に策定する一般廃棄物処理基本計画の中で、総合的な見直しを含め検討する。

27-12 健康事業

在宅当番医制運営事業（土・日・祝祭日）

この事業は、休日の日中における急病患者の対応をするものであり、当面、その医療体制を存続する。

救急医療体制（夜間急病診療業務）

この事業は、夜間における急病患者の対応をするものであり、当面、岩見沢市・栗沢町の体制で存続する。

27-13 高齢者福祉事業

老人クラブ活動等補助（運営含む）

- (1) 合併後3年を目途に補助基準の統一を図る。
- (2) 連合会事務局の独立を図るため、3年程度の間、事務局体制確立のための支援が必要である。

長寿祝金支給制度

合併後も当面存続する。

なお、制度の見直しが必要である。

高齢者バスカード交付事業

合併後も当面存続する。

高齢者・身体障害者スポーツ大会助成

それぞれの大会は、歴史と地域性があることから、当面存続し、3年以内に検討する。

金婚祝賀会開催事業

社会福祉協議会の事業として実施することが可能であり、事業継続の再考の必要がある。

敬老事業

- (1) 合併後も当面存続する。
- (2) 開催方式等については、合併後に検討する。

高齢者福祉大会

当面存続し、3年以内に検討する。

独居老人上下水道料助成事業

合併時は継続し、合併後概ね3年を目途に廃止に向けて検討する必要がある。

北村老人地域休養施設入館券助成事業

当面存続する。

なお、5年を目途に対象年齢及び交付枚数の見直しを行う。

福祉バスの管理運営事業

福祉バス専用、交流バス兼用、路線バス兼用、スクールバス兼用等バスの管理形態が様々であり、運営形態も直営、委託等異なる。更に、利用条件（キロ数・対象者等）についても様々であることから、合併を機に利用目的を明確にし、バスの運行方法の一元化も含めて統一を図ることとし、当面存続する。

27-14 社会福祉事業

戦没者追悼式

一カ所の会場で開催することを基本として、会場へは各自参集、開催内容については合併後に検討する。

身体障害者年金支給事業

合併時に岩見沢市の制度に統合する。

融雪機器設置支援

合併後、3年を目途に見直しする。

【合併時の取扱い】

岩見沢市の制度については、新市全域を対象として実施する。

栗沢町の制度については、栗沢地区のみを対象として実施する。

27-15 医療事業

乳幼児医療費助成事業

道の補助要綱に基づき、3市町村で同様の事務事業を実施しており、道の医療給付事業補助要綱の改正に合わせ、合併時に統合する。

なお、一部負担金等、市町村単独による上乗せ助成については、岩見沢市の実施内容を基本とする。

重度心身障害者医療費助成事業

道の補助要綱に基づき、3市町村で同様の事務事業を実施しており、道の医療給付事業補助要綱の改正に合わせ、合併時に統合する。

なお、一部負担金等、市町村単独による上乗せ助成については、岩見沢市の実施内容を基本とする。

母子家庭等医療費助成事業

道の補助要綱に基づき、3市町村で同様の事務事業を実施しており、道の医療給付事業補助要綱の改正に合わせ、合併時に統合する。

なお、一部負担金等、市町村単独による上乗せ助成については、岩見沢市の実施内容を基本とする。

27-16 保育事業

出産祝金及び記念品

新市における少子化対策は、地域における子育て支援、次代の親の育成等総合的に進めることとし、合併時に廃止する。

認可外保育運営補助事業

栗沢町中心地での唯一の保育園であり、合併時継続するが、合併後、概ね5カ年以内に認可保育所への移行も含めて調整を図る。

へき地・季節保育所運営事業

- (1) 各々の保育所は地域の特性を生かした環境のもとで事業を推進してきた経緯もあり、新市においてもそれぞれの制度により、現状のままとするが、通所区域の変更も視野に入れて存続する。
- (2) 将来的な入所児童数の減少や、保育所間の距離等を考慮し、統廃合に向けて検討する。

27-17 農政事業

農業振興地域整備計画

合併時には、岩見沢・北・栗沢地区整備計画として存続し、合併後5年を目途に都市計画・国土利用計画との整合を図りつつ、新市としての新たな整備計画を作成する。

農業経営基盤強化促進基本構想

所得目標金額等の認定要件について、地域における営農実態、国における施策の動向、道が作成する「農業経営基盤強化基本方針」等と整合を図りつつ整理の上、合併時までには新たな基本構想を策定する。

新規就農支援事業

- (1) 新市における施策課題を整理の上、担い手・農業法人育成、新規参入、新規就農、後継者対策、結婚対策等関連する事業を包括した担い手等の育成確保支援施策として合併時に再編する。
- (2) 岩見沢市の「就農支援補助金」、北村の「新規就農者等誘致事業」、栗沢町の「新規就農者誘致等特別対策事業」については、合併時に再編して実施する。

担い手育成事業

- (1) 新市における行政課題を整理の上、担い手・農業法人育成、新規参入、新規就農、後継者対策、結婚対策等を柱として、農業大学・農業塾等関連事業を包括する担い手等の育成確保支援施策として合併時に再編する。
- (2) 岩見沢市の「担い手・農業法人育成支援補助金」、北村の「農業大学海外研修報償」、栗沢町の「ふるさと人づくり事業」については、合併時に再編して実施する。
- (3) 北村の「就農サポート奨学金」、栗沢町の「新規就農者誘致等特別対策事業（農業大学校への修業費用助成）」については、合併時に廃止する。
- (4) 北村の「農業後継者奨学金」、「経営管理技術研修受講補助金」、「新技術等導入支援補助金」、「農業特殊資格取得支援事業補助金」については、合併時に廃止する。
- (5) 北村の「担い手経営展開報償（産業経営展開報償）」、栗沢町の「新規就農者誘致等特別対策事業（新学卒・Uターン）」については、合併時に廃止する。
- (6) 北村の「担い手経営展開報償（担い手新生活支援報償）」、栗沢町の「結婚祝金」については、合併時に廃止する。
- (7) 北村の「産業後継者結婚祝金」に係る「結婚後7年目の交付」については、合併後も継続して実施する。
- (8) 北村の「結婚成立報償」、栗沢町の「結婚祝金（仲介者謝礼）」については、合併時に廃止する。

- (9) 北村の「ブライダル・アドバイザー設置」、「農業後継者お見合い交流会実行委員会負担金」については、合併時に廃止する。
- (10) 栗沢町の「農業振興対策事業（暗渠事業・設備等導入事業）」については、新市において再編して実施する。

農業法人育成支援事業

- (1) 新市における施策課題を整理の上、合併時に再編する。
- (2) 国費による推進指導事業については、継続して実施する。
- (3) 岩見沢市の「担い手・農業法人育成支援補助金」、北村の「生産組織育成交付金」については、合併時に再編して実施する。

農業制度資金等利子補給事業

- (1) 国・道の制度に基づく利子補給については、継続して実施する。
- (2) 現行の市町村単独事業は、農業経営の安定のため農業者負担の軽減を行うものであり、資金使途、利子補給の率及び期間について、現在講じられている施策を基に検討し、合併時に再編するが、現行制度に係る債権者に対する利子補給については、継続して実施する。
- (3) 北村の「産業振興基金利子補給」、栗沢町の「農業振興資金」については、合併時に再編して実施する。
- (4) 北村の「経営改善関係資金利子補給」、栗沢町の「農業振興資金」については、合併時に再編して実施する。
- (5) 北村の「農地取得資金利子補給」、栗沢町の「農業振興資金」については、合併時に再編して実施する。

27-18 林政事業

市（町村）有林の維持管理（造林含む）

- (1) 維持管理事業については、今後も補助事業を活用しながら行うが、栗沢町で行っている直営による施行方法は、事業を円滑に進めるため継続し、合併後3年を目途に、岩見沢市や北村で行っている業務委託の方法に切り替える。
- (2) 監視、巡視業務については、実施体制・方法・報償費等、総合的に見直しを行い、合併時に再編する。
なお、合併後に森林組合への委託も視野に入れ、検討する。
- (3) 並木維持管理については、存続する。

27-19 商工労働観光事業

企業誘致

(1) 誘致優遇措置

優遇措置、基準等については、合併後1年以内に各市町村の内容を尊重し精査再編することとする。(合併前に決定した優遇措置については、その期限まで継続する。)

(2) 企業誘致に関する付属機関

民間との連携による企業誘致の情報収集、意見交換の場として必要性があることから、合併後1年以内に検討再編することとする。

(3) 工場用水道料の差異

水道料金は、企業会計の協議となるが、工業用水道がない現状から企業誘致対策として、優遇措置とあわせて検討する。

(4) 投資計画調査(公団所有団地での共同調査)

存続する。

商工会議所及び商工団体助成事業

3団体の動向を踏まえながら、助成事業の検討を行う。

中小企業事業資金融資

(1) 合併時に岩見沢市に統合する。

(2) 北村・栗沢町が実施している利子及び保証料補給(融資実行済分)については、継続する。

中小企業等人材育成助成事業

(1) 商工業者人材育成支援施策の包括的な検討を行い、合併時に再編する。

(2) 北村ブライダルプレゼント条例の7年目該当者については継続する。

観光協会等関係団体への助成

3協会の動向を踏まえながら、助成事業の検討を行う。

観光振興事業

新市においても存続する。

27-20 建設事業

道路除雪関連事業

除雪事業は、3市町村とも同じ内容の事務を実施していることと、生活道路として最も住民生活に密着している事業であり、次のとおり調整する。

(1) 除雪機械の保有

保有台数に合わせ効率的な除雪体制を3年以内に再編する。

(2) 除雪委託

除雪委託については、3市町村の地域性を踏まえて、当面は現行のまま存続するが、降雪量や作業の同一条件による除雪センターの位置等を考慮しつつ、契約方法を含めて、合併後3年を目途に再編する。

(3) 排雪回数

降雪量に合わせた排雪を行うため従来どおりの方法で行う。

(4) 降雪量

地域の降雪量や特殊事情を考慮した除雪を行うため従来どおりの方法で行う。

(5) 除雪道路及び公共施設

市町村道及び私道の除雪は、従来どおり行う。公共施設は、合併後3年以内に調整をはかり再編を行う。

(6) 除雪出動体制

除雪時間については、従来どおりで行う。降雪深による出動は10cmに統一する。

(7) 雪割

現行どおり存続する。

(8) 補助等制度

合併後3年を目途に岩見沢市の制度に統合する。

(9) 負担金

現行どおり存続する。

都市計画策定事務

(1) 都市計画事務事業

現在、事業として(計画を含む)行っているものは、補助制度との関連からその事業が終了するまで存続する。

(2) 都市計画マスタープラン

現在ある計画及び計画中のものは尊重しつつそのまま存続し、新市の総合計画等(上位計画)との整合性がある為、新市の総合計画等策定後、現在ある計画及び計画中のものを基本として、3年を目途に見直し再編する。

都市計画事務

(1) 都市計画事務

合併時に、岩見沢市の制度に統合する。

(2) 都市計画区域及び用途地域

合併時にそれぞれの区域及び用途地域(建築規制を含む)は、新市に引継ぎ、都市計画がない地域(北村)は、当面都市計画区域外の取り扱いをする。

区域・用途の見直しについては、都市計画マスタープランとの整合性がある為、新市の総合計画策定後、3年を目途に見直し再編する。

(3) 都市計画に関する条例等

審議会条例については、合併時に、岩見沢市の制度に統合する。

特別工業地区建築条例は、3年を目途に見直し再編する。

(4) 都市計画図に関する管理方法

合併後、3年を目途に岩見沢市の方式に再編する。

27-21 住宅事業

公営住宅建設事業

建設事業の承認決定或いは執行中のものは、完了時まで事業を継続（存続）し、合併後、新たに住宅マスタープランを策定し、全体の事業を計画する。

27-22 上水道事業

水道料金

料金体系における用途別料金については、4用途別料金とし、料金統一時については、料金管理システム統合等の関係上、合併後3年の平成21年度を目標とする。

27-23 下水道事業

分担金・負担金関連事務

処理区毎に設定された金額で合併後も存続する。

下水道使用料

(1) 料金体系における用途別料金については、4用途別料金とし、岩見沢市の制度に統合する。

(2) 料金統合の時期については、上下水道料金管理システム等の関係上、合併後3年の平成21年度を目標とする。

合併処理浄化槽設置整備事業

(1) 3市町村とも制度に違いがあることから、合併時に再編する。

ただし、北村の管理助成事業補助金は、平成16年度設置者の補助期限である平成19年度まで継続する。

(2) 事務については、一般会計部局で行う。

27-24 学校教育事業

通学区域の設定・変更

市立・町立・村立学校の通学区域は現行のとおりとする。

ただし、岩見沢市毛陽地区及び栗沢町北斗・宮村地区については、調整区域とする。

なお、入学通知及び学齢簿の基礎となるOAシステムについては、合併時に岩見沢市の制度・方式に統合する。

学校の設置及び廃止

合併に伴う小中学校の統廃合は行わない。

児童生徒の国内外交流事業

当面は存続し、合併後に再編する。

学校給食の実施

合併時に、給食費の統一 献立の統一 食材の共同発注を図り、当分の間、現行の3施設で学校給食を実施する。

公立幼稚園事業

合併後も当分の間、存続する。

なお、合併後5年以内に、新市において公立幼稚園のあり方を検討する。

27-25 社会教育事業

社会教育委員

社会教育委員の定数は15人以内として合併時に再編する。

- (1) 条例については、合併時に再編する。
- (2) 定数については、岩見沢市15人、北村5人以上15人以内、栗沢町12人以内と異なることから、北海道及び類似団体である千歳市の状況が15人であることから同じ並びとし、15人以内とする。
- (3) 3市町村の特性が発揮されるものとなるよう、委員の選出に当たっては、十分配慮するものとする。
- (4) 報酬については、公職者の報酬の調整に準ずる。

成人式

合併時に、岩見沢市の制度・方式に統合する。

- (1) 成人式は、市町村独自の式典開催を実施しているが、岩見沢市を基本として合併時に統合し、実施会場については、岩見沢市の開催場所で開催する。
- (2) 記念品単価については、岩見沢市単価に統合して実施する。
- (3) 主催は、岩見沢市方式で実施する。

図書館(図書室)

合併時に再編する。

- (1) 岩見沢市を中央館、北村及び栗沢町を分館として合併時に再編する。
- (2) 図書館物流システム・図書館システム・移動図書館事業の再編については急務であるが、平成19年度を目途として実施する。

文化祭

合併時に、岩見沢市の制度・方式に統合する。

- (1) 市民等を対象とする文化祭は事業を合併時に統合するものとするが、開催場所や開催方法については、実施する団体と調整を図るものとする。
- (2) 子ども文化祭及び高齢者文化祭については、合併時に岩見沢市に統合する。

調 印 書

岩見沢市、空知郡北村及び同郡栗沢町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく空知中央地域合併協議会において、以上のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成17年2月25日

岩見沢市長

渡 邊 孝 一



北 村 長

村 上 栄 範



栗 沢 町 長

山 田 晃 睦



立 会 人

北海道副知事

山 本 邦 彦

印